

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）（第一条関係）	1
○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（第二条関係）	4
○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（第三条関係）	6

改 正 案	現 行
（特定水銀使用製品） 第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 電池 二 （略） 三 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ（発光管一本当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。）及び一般照明用の電球形蛍光ランプ（定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。） 四・五 （略） 六 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ （削る）	（特定水銀使用製品） 第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 電池（次に掲げるものを除く。） イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の二パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。） ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の二パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。） 二 （略） 三 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管一本当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。） 四・五 （略） 六 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 一個当たりの水銀の含有量が三・五ミリグラムを超えるものであって、その長さが五百ミリメートル以下のもの ロ 一個当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるもの

(削る)

七
十
(略)

十一 圧力計のうち、次に掲げるもの

イ 非電気式のもの（二百三十度以上の温度で計ることができるダイアフラム式圧力計であつて目量（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第二条第二号イ(1)に規定する目量をいう。以下同じ。）が五メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件下で計ることができる真空計であつて次に掲げるものを除く。）

(1) 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。(2)において同じ。）が千三百パスカル以下であつて、目量が三百パスカル以下のマクラウド真空計

(2) 計ることのできる最大の圧力が六万六千パスカル以下であつて、目量が二百パスカル以下のU字管真空計

ロ 電気式であつて、加熱により液体となる物の圧力の測定用のもの（二百三十度以上の温度で計ることができるものであつて、次に掲げるものを除く。）

(1) 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が一パーセント以内のもの

(2) 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が三パーセント以内のもの（(1)に該当するものを除き、耐食性のあるニッケル合金を用いたダイアフラム若し

であつて、その長さが五百ミリメートルを超え千五百ミリメートル以下のもの

ハ 一個当たりの水銀の含有量が十三ミリグラムを超えるものであつて、その長さが千五百ミリメートルを超えるもの

七
十
(略)

十一 圧力計（電気式のもの、二百三十度以上の温度で計ることができるダイアフラム式圧力計であつて目量（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第二条第二号イ(1)に規定する目量をいう。以下同じ。）が五メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件下で計ることができる真空計であつて次に掲げるものを除く。）

イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。）が千三百パスカル以下であつて、目量が三百パスカル以下のマクラウド真空計

ロ 計ることのできる最大の圧力が六万六千パスカル以下であつて、目量が二百パスカル以下のU字管真空計

くは摩耗を少なくするための表面処理がされたダイアフラムを用いたもの、防爆型のもの又は圧力を伝えるための水銀を封入した導管の長さが一・五メートル以上のものに限る。）

十二
十八
(略)

十二
十八
(略)

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定水銀使用製品） 第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び一般照明用の電球形蛍光ランプ 四 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ （略） ロ ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの 五 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプ以外の一般照明用の蛍光ランプであつて、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの 六 十 （略） 十一 湿度計（電気式のもの及び第十三号イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。） 十二 十九 （略）	（特定水銀使用製品） 第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ（発光管一本当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が三十ワット以下のものに限り。）及び一般照明用の電球形蛍光ランプ（定格消費電力が三十ワット以下のものに限り。） 四 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ （略） ロ 一個当たりの水銀の含有量が十ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が四十ワット以下のもののうち、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの（新設） 五 九 （略） 十 湿度計（電気式のもの及び第十二号イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。） 十一 十八 （略）

[

-

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定水銀使用製品） 第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三（略） 四 一般照明用の直管形蛍光灯ランプのうち、次に掲げるもの イ 三波長形の蛍光体を用いたもの ロ（略） 五 一般照明用のコンパクト形蛍光灯ランプ、電球形蛍光灯ランプ及び直管形蛍光灯ランプ以外の一般照明用の蛍光灯ランプのうち、次に掲げるもの イ 三波長形の蛍光体を用いたもの ロ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの 六十九（略）	（特定水銀使用製品） 第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三（略） 四 一般照明用の直管形蛍光灯ランプのうち、次に掲げるもの イ 一個当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が六十ワット未満のもののうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ（略） 五 一般照明用のコンパクト形蛍光灯ランプ、電球形蛍光灯ランプ及び直管形蛍光灯ランプ以外の一般照明用の蛍光灯ランプであつて、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの （新設） （新設） 六十九（略）